

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月20日

山梨県知事

長崎 幸太郎 殿

提出者

住 所 山梨県北杜市長坂町大八田336

氏 名 特殊興業株式会社

代表取締役 田中 新也

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0551-32-3054

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	特殊興業株式会社
事業場の所在地	山梨県北杜市長坂町大八田336
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

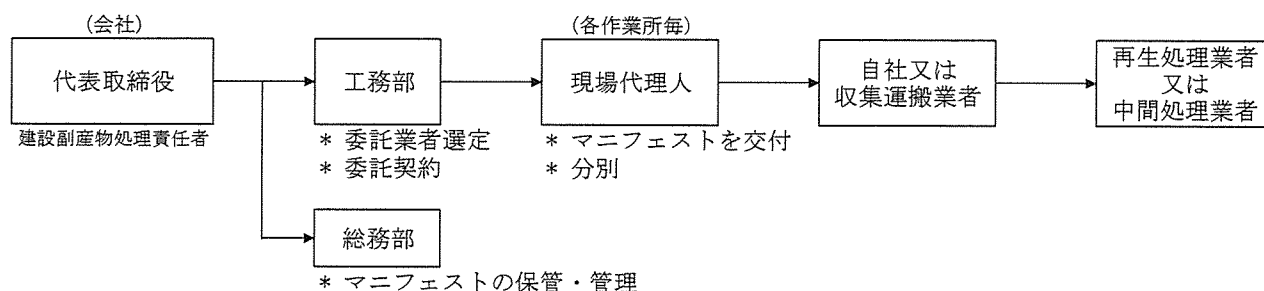
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業 総合工事業																														
② 事業の規模	元請完成工事高 (872,907 千円)																														
③ 従業員数	10 人																														
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<table><tr><td>【コンクリート破片】</td><td>再生処理業者へ委託</td><td>→ 再生砕石として再資源化</td></tr><tr><td>【木くず】</td><td>再生処理業者へ委託</td><td>→ 木材チップとして再資源化</td></tr><tr><td>【金属くず】</td><td>中間処理業者へ売却</td><td>→ 圧縮・破碎後リサイクル</td></tr><tr><td>【廃プラスチック類】</td><td>中間処理業者へ委託</td><td>→ 原料として再資源化 又は、破碎・安定型埋立</td></tr><tr><td>【汚泥】</td><td>中間処理業者へ委託</td><td>→ 中和・脱水後処分・再利用</td></tr><tr><td>【建設混合】</td><td>中間処理業者へ委託</td><td>→ 選別後リサイクル</td></tr><tr><td>【がれき類】</td><td>再生処理業者へ委託</td><td>→ 原料として再資源化 又は、破碎・安定型埋立</td></tr><tr><td>【紙くず】</td><td>中間処理業者へ委託</td><td>→ 原料として再資源化 又は、焼却・管理型埋立</td></tr><tr><td>【繊維くず】</td><td>中間処理業者へ委託</td><td>→ 原料として再資源化 又は、焼却・管理型埋立</td></tr><tr><td>【廃石膏ボード】</td><td>中間処理業者へ委託</td><td>→ 原料として再資源化</td></tr></table>	【コンクリート破片】	再生処理業者へ委託	→ 再生砕石として再資源化	【木くず】	再生処理業者へ委託	→ 木材チップとして再資源化	【金属くず】	中間処理業者へ売却	→ 圧縮・破碎後リサイクル	【廃プラスチック類】	中間処理業者へ委託	→ 原料として再資源化 又は、破碎・安定型埋立	【汚泥】	中間処理業者へ委託	→ 中和・脱水後処分・再利用	【建設混合】	中間処理業者へ委託	→ 選別後リサイクル	【がれき類】	再生処理業者へ委託	→ 原料として再資源化 又は、破碎・安定型埋立	【紙くず】	中間処理業者へ委託	→ 原料として再資源化 又は、焼却・管理型埋立	【繊維くず】	中間処理業者へ委託	→ 原料として再資源化 又は、焼却・管理型埋立	【廃石膏ボード】	中間処理業者へ委託	→ 原料として再資源化
【コンクリート破片】	再生処理業者へ委託	→ 再生砕石として再資源化																													
【木くず】	再生処理業者へ委託	→ 木材チップとして再資源化																													
【金属くず】	中間処理業者へ売却	→ 圧縮・破碎後リサイクル																													
【廃プラスチック類】	中間処理業者へ委託	→ 原料として再資源化 又は、破碎・安定型埋立																													
【汚泥】	中間処理業者へ委託	→ 中和・脱水後処分・再利用																													
【建設混合】	中間処理業者へ委託	→ 選別後リサイクル																													
【がれき類】	再生処理業者へ委託	→ 原料として再資源化 又は、破碎・安定型埋立																													
【紙くず】	中間処理業者へ委託	→ 原料として再資源化 又は、焼却・管理型埋立																													
【繊維くず】	中間処理業者へ委託	→ 原料として再資源化 又は、焼却・管理型埋立																													
【廃石膏ボード】	中間処理業者へ委託	→ 原料として再資源化																													

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①
現
状

【前年度（6年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	ガラ陶	石綿含有 (ガラ陶)	木くず	繊維くず	石膏ボード	管理型混合 (建設)	廃プラ	建設汚泥	金属くず	紙くず
排出量(t)	3,671.34	320.08	1.00	18.10	366.07	3.24	137.00	35.12	42.61	0.58	1.12	0.09

(これまでに実施した取組)

- * 関係法規制の遵守し、環境施策に協力。
- * 工事請負契約に含まれているものは基本的に抑制することができないが、現場における木くずの自然乾燥、廃棄物の分別の徹底、ふるい分けによる減量化。
- * 産業廃棄物の再利用。
- * 施工の過程で発生する梱包材等の分別することで、混合廃棄物を減らし、現場内リサイクルの推進に努めている。

②
計
画

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	ガラ陶	石綿含有 (ガラ陶)	木くず	繊維くず	石膏ボード	管理型混合 (建設)	廃プラ	建設汚泥	金属くず	紙くず
排出量(t)	3487.77	304.08	0.95	17.20	347.77	3.08	130.15	33.36	40.48	0.55	1.06	0.086

(今後実施する予定の計画)

- * 土木工事における廃棄物については、工事内容により発生量は増減する。それを踏まえた上での参考目標値であり、上記の「これまでに実施した取組」を各現場で徹底し、継続して取り組んでいく。
- * 発生抑制を考慮した施工方法があれば、積極的に活用する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①
現
状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- * がれき（コンクリート殻・アスファルト殻）・金属・廃プラスチック・木くず・混合の種類別に分別するとともに、他の廃棄物が混入しないように保管。

②
計
画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- * 上記分別を継続し、徹底する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①
現状

【前年度（6年度）実績】

産業廃棄物の種類

自ら再生利用を行った
産業廃棄物の量(t)

(これまでに実施した取組)

* 実施していない

②
計画

【目標】

産業廃棄物の種類

自ら再生利用を行う
産業廃棄物の量(t)

(今後実施する予定の計画)

* 予定なし

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①
現状

【前年度（6年度）実績】

産業廃棄物の種類

自ら熱回収を行った
産業廃棄物の量(t)自ら中間処理により
減量した産業廃棄物の量(t)

(これまでに実施した取組)

* 実施していない

②
計画

【目標】

産業廃棄物の種類

自ら熱回収を行った
産業廃棄物の量(t)自ら中間処理により
減量した産業廃棄物の量(t)

(今後実施する予定の計画)

* 予定なし

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現 状	【前年度（6年度）実績】										
	産業廃棄物の種類										
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量(t)										
(これまでに実施した取組) * 実施していない											
② 計 画	【目標】										
	産業廃棄物の種類										
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量(t)										
(今後実施する予定の計画) * 予定なし											

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現 状	【前年度（6年度）実績】												
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	ガラ陶	石棉含有 (ガラ陶)	木くず	繊維くず	石膏ボード	管理型混合 (建設)	腐ブラ	建設汚泥	金属くず	紙くず
	全処理委託量(t)	3671.34	320.08	1.00	18.10	366.07	3.24	137.00	35.12	42.61	0.58	1.12	0.09
	優良認定処理業者 への処理委託量												
	再生利用業者へ の処理委託量	3671.34	320.08	1.00	18.10	366.07	3.24	137.00	35.12	42.61	0.58	1.12	0.09
	認定熱回収業者へ の処理委託量												
	認定熱回収業者 以外の熱回収を 行う業者への 処理委託量												
(これまでに実施した取組) * 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し書面による契約を実施。													

① 計 画	【目標】												
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	ガラ陶	石棉含有 (ガラ陶)	木くず	繊維くず	石膏ボード	管理型混合 (建設)	廃プラ	建設汚泥	金属くず	紙くず
	全処理委託量(t)	3487.77	304.08	0.95	17.20	347.77	3.08	130.15	33.36	40.48	0.55	1.06	0.086
	優良認定処理業者 への処理委託量												
	再生利用業者へ の処理委託量	3487.77	304.08	0.95	17.20	347.77	3.08	130.15	33.36	40.48	0.55	1.06	0.086
	認定熱回収業者へ の処理委託量												
(今後実施する予定の取組) * 再生利用が可能な廃棄物については、再生利用業者へ処理を委託する。 * 委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。													
※事務処理欄													

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分がでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清の再生利用委託量、認定熱回収掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者へ施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。